

防衛大学校本科学生の懲戒処分等の基準に関する達を次のように定める。

平成6年9月26日

防衛大学校長 松本三郎

防衛大学校本科学生の懲戒処分等の基準に関する達

改正 令和2年3月20日防衛大学校達第4号

(目的及び範囲)

第1条 この達は、防衛大学校本科学生(以下「本科学生」という。)の懲戒処分、訓戒及び注意(以下「懲戒処分等」という。)の実施に関し、懲戒処分等の種別及び程度を決定するために必要な基準を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重処分 退校又は6日以上 of 停学をいう。
- (2) 軽処分 5日以内 of 停学又は戒告をいう。
- (3) 加重 規律違反の様態に応ずる処分基準の上限より、懲戒処分等の種別又はその程度を重くすることをいう。
- (4) 軽減 規律違反の様態に応ずる処分基準の下限より、懲戒処分等の種別又はその程度を軽くすることをいう。

(懲戒処分等の種別)

第3条 懲戒処分等の種別は、退校、停学、戒告、訓戒及び注意とする。

(懲戒処分等の軽重)

第4条 懲戒処分等の種別の軽重は、前条に記載した順序による。

(退校適用の基準)

第5条 退校は、本科学生が学業遂行上特に重大な影響を及ぼす規律違反、特に悪質な刑事犯に該当する規律違反等防衛大学校に対し著しい不利益を与える規律違反を行った場合に適用する。

(停学適用の基準)

第6条 停学は、本科学生が退校には該当しないが学業遂行上重大な影響を及ぼす規律違反を行い、学業及び勤務学生として勤務に就かせないで謹慎自戒させることが適当な場合に適用する。

(戒告適用の基準)

第7条 戒告は、本科学生が停学以上には該当しないが比較的軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(訓戒適用の基準)

第8条 訓戒は、本科学生が懲戒処分を行うまでには至らない程度の軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(注意適用の基準)

第9条 注意は、本科学生が訓戒を行うまでには至らないが不問に付することも適当でない極めて軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(規律違反の態様に応ずる懲戒処分等の基準)

第10条 規律違反の態様に応ずる懲戒処分等の基準は、別表のとおりとする。

(教唆者等の取扱い)

第11条 規律違反を教唆し、せん動し、又はほう助した者に対する懲戒処分等は、当該規律違反を行った者に対する懲戒処分等に準じて処分を行う。

2 集団による規律違反を教唆し、せん動し、又はほう助した者に対する懲戒処分等は当該規律違反の主動者に対する懲戒処分等に準じて処分を行う。

(懲戒処分等の加重等)

第12条 規律違反が、次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分等を加重する。

- (1) 規律違反の動機、手段又は方法が極めて悪質な場合
- (2) 2人以上共謀して規律違反を行った場合
- (3) 集団による規律違反を主動した場合

2 既往処分等が、戒告以上のものについては1年、訓戒については6月の期間内において規律違反を重ねた場合は、懲戒処分等を加重することができる。

3 2以上の規律違反を行った者に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、その最も重い規律違反についての処分基準に他の規律違反についての処分基準を加味するものとし、単に全部を合算しない。

4 一つの行為が数種の規律違反に該当し、又は規律違反の手段若しくは結果が他の規律違反に該当する場合は懲戒処分等は、その最も重い規律違反についての処分基準を適用して行う。

(懲戒処分等の減免)

第13条 規律違反となるべき行為が、次の各号の一に該当する場合は懲戒処分等を行わない。

- (1) 天災地変等不可抗力による場合
- (2) 正当防衛の場合
- (3) 緊急避難のときで本科学生としての義務に違反しない場合
- (4) 心神喪失中の場合(本人の責に帰すべき理由があるときを除く。)

2 規律違反者が、次の各号の一に該当する場合は情状をしゃく量し、懲戒処分等を軽減することができる。

- (1) 過剰防衛又は過剰避難の場合
- (2) 心神衰弱中の場合(本人の責に帰すべき理由がある場合を除く。)
- (3) 平素の服務及び学業成績が優秀な場合
- (4) 規律違反を自ら申し出た場合
- (5) 改しゅんの情が顕著である場合
- (6) 未遂の場合
- (7) 学生舎生活等の不慣れに起因する規律違反で、入校後6月を経過しない場合
- (8) その他軽減すべき相当の理由がある場合

(別表に定める以外の規律違反に対する処分)

第14条 別表に定める以外の規律違反に対する懲戒処分等の種別及び程度を決定するために必要な基準については、別に定めるところによる。

附 則

1 この達は、平成6年9月26日から施行する。

2 防衛大学校本科学生に対する懲戒処分等の手続きに関する達(平成5年防衛大学校達第13号)の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

3 当分の間、防衛大学校本科学生の暴行等に伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準については、本則の定めにかかわらず、別に学校長が定めるところによる。

別表

違反態様		処分基準	適用基準
1 指導的立場にある教職員に対する反抗不服従等			指導的立場にある教職員の職務中に発生した場合に適用し、いずれに該当するかは、発生状況、傷害の程度等を考慮して判断する。
傷害	重大な場合	退校	
	軽微な場合	16日以上停学	
暴行・脅迫		重処分	
反抗・不服従	重大な場合	重処分（退校を除く。）	
	軽微な場合	停学の軽処分	
暴言・侮辱	重大な場合	重処分（退校を除く。）	
	軽微な場合	軽処分	
2 試験に関する不正		重処分	
3 私的制裁	重大な場合	重処分	「重大な場合」とは、相手方に与えた被害が大きい場合をいう。
	軽微な場合	軽処分以下	
4 正当な理由のない所在不明			20日以上行方不明については、所在不明隊員の取扱（次発第45号 34.5.8）及び同運用基準（防人1第664号 49.2.21）による
学生の行方不明	20日以上	退校	
	6日以上19日以内	停学の重処分	
	1日以上5日以内	停学の軽処分	
	1日未満	軽処分以下	

違反態様		処分基準	適用基準	
5	不正外出等			
	不正外出（無断外泊を含む。）	軽処分以下		
6	帰校時限遅延	軽処分以下		
7	無断欠課	軽処分以下		
8	その他学生としての義務違反	重大な場合	違反態様等を考慮して判断する。	
		軽微な場合		軽処分以下
9	私行上の非行		学生としての品位を傷つけ、防衛大学校の威信を失墜するような行為があった場合に適用し、いずれに該当するかは、学生としての品位を傷つける程度又は防衛大学校の威信失墜の程度を考慮して判断する。	
	学生としてふさわしくない行為	重大な場合		重処分
		軽微な場合		軽処分以下

重処分：退校、6日以上の停学をいう。

軽処分：5日以内の停学、戒告をいう。